

第 71 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	令和 2 年 12 月 21 日（月）14 時 00 分から 16 時 00 分まで
場 所	広島県庁本館地階 入札室
出 席 委 員	河合委員（委員長）、内田委員、折本委員、鳥谷部委員、松本委員
議 題	(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について (2) 抽出事案について ①福山沼隈線道路改良工事（R 2－2 工区） 【東部建設事務所】 ②玖波加圧ポンプ所外無停電電源装置取替工事 【広島水道事務所】 ③二級河川 沼田川水系 大谷川 河川災害復旧工事（平成 3 0 年災害第 4 7 1 9 号） 【西部建設事務所東広島支所】 ④一級河川 江の川水系 神野瀬川 河川災害復旧工事（平成 3 0 年災害第 2 2 8 0 号） 【北部建設事務所】
審 議 対 象 期 間	令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで
審 議 ・ 報 告 内 容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容											
議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について											
○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。											
<table border="1"> <tr> <th>入札方式</th><th>件数</th></tr> <tr> <td>一般競争入札</td><td>2 7 9 件</td></tr> <tr> <td>指名競争入札</td><td>2 1 2 件</td></tr> <tr> <td>随意契約</td><td>5 4 件</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5 4 5 件</td></tr> </table>		入札方式	件数	一般競争入札	2 7 9 件	指名競争入札	2 1 2 件	随意契約	5 4 件	合計	5 4 5 件
入札方式	件数										
一般競争入札	2 7 9 件										
指名競争入札	2 1 2 件										
随意契約	5 4 件										
合計	5 4 5 件										
○指名除外措置を行った件数は5件											
○低入札価格調査を行った件数は6件											
○入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。											
意見・質問	回答										
○一般競争入札について、8～11者の応札があったにもかかわらず、くじによって同じ業者が落札となったケースが3件ほどみられる。何か理由があるのか。	○応札者が多く、落札率が約90%であることから、低入札にならない金額で複数の業者が応札し、結果的にくじになったと推測する。同じ業者がくじで落札となったのは、偶然であると考える。										
○くじはどのように行うのか。	○電子入札であるため、開札時にシステムによって自動的にくじを行う。発注者は、入札の段階では金額は確認できず、開札して初めてくじの結果がわかる。										
○応札者は開札前に番号を入力するのではなかったか。	○開札前の入札時にユニークな番号を入力する。そのユニークな番号や入札書の到着時刻等から落札候補者を自動的に決定している。										
○同じ業者がくじによって複数の案件を応札することは、確率的には非常に低いと考えられる。応札者全員がくじとなっているのか。	○3件全て応札者全員が同じ額で入札をしており、くじとなっている。										
○システムエラーがあったということはないのか。また、くじを辞退することはできるのか。	○システムエラーは考えにくい。くじの辞退はできず、同額で入札された業者を対象に自動的に行われる。										
○短い期間で同じ業者がくじによって選ばれているということは、非常に低い確率になるかと思うので、システムエラーも含めて結果の確認をすること。	○次回までにシステム担当に確認する。										
○随意契約理由について、災害復旧工事の中でも緊急による場合と、入札に付することが不利な場合がある。どのように区分けしているのか。	○同じ災害復旧工事でも、緊急を要するために随意契約を締結する場合と、隣接する工事の施工業者と契約することによって有利になるという場合があるため、個々の案件に応じて区分けしている。										
○どのように入札に付することが不利なのかという	○発注機関に記載方法について指導していく。										

ことがわかるように記載すべきではないか。

○入札に付すことが不利な場合として随意契約を締結している案件で、入札に適さないものに該当する理由であるかと思われる案件もある。複数の理由を記載してはいけないのか。

○複数の理由に該当すると考えられる案件もあるが、1つの条項であるべきだと考えている。随意契約を分かりやすく記載するよう発注機関に周知していく。

【建設産業課長／技術管理担当監】

審議内容	
議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案1 福山沼隈線道路改良工事 (R 2 - 2 工区)	
意見・質問	回答
○複数の応札者がいる工事もある中で、なぜ契約金額の高い当該工事は応札者が一者なのか。	○平成30年7月豪雨災害によって、県内各地で多くの工事発注があり、下請けも含めて技術者の確保が困難な状況になり応札者が一者となった。しかし、発注のタイミングによっては技術者が確保でき、参加が可能になったということで複数の応札者がいる案件もある。
○工事を受注できる業者は地域によって差があるのか。	○県全体で非常に多くの災害復旧工事が発注されており、東部は比較的早めに発注が終わっているが、工事施工中の箇所がまだ多く残っているため、新しい工事受注については東部でも厳しい状況にある。
○入札参加資格を他の格付けにすることは検討しなかったのか。	○当該工事については、規模が大きく、かつ重要構造である橋脚が含まれているため、一定の品質を確保する必要があるため、下位の格付けを含めて入札することは検討しなかった。ただし、他の災害復旧工事については、他の格付けにすることも実施している。
○公告に契約保証金は納付と記載されているが、契約を締結した際に保証金を納付するのか。また、金額は決まっているのか。	○現金又は保証会社が保証する保証書の納付を求めている。金額は、契約金額に応じた割合で決定している。
○契約保証金の目的は何か。	○契約の履行を目的としている。
○保証会社に保証書を発行してもらう場合には現金がいるのか。	○必要である。しかし、契約保証金を全て現金で納付する場合、より多くの現金が必要となるため、保証会社を利用することが一般的であると考ええる。
○保証会社では審査を行っているのか。	○審査していると聞いている。業者によって保証できる金額というのを審査によって決めているのではないかと考える。
○保証金は還付されるのか。	○還付している。保証書で納付された場合は保証書を返却している。
○過去に契約保証金を使用した事例はどのようなものか。	○施工途中で不渡りや倒産した等の事例である。
【東部建設事務所長／建設産業課長】	

審議内容	
議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案 2 玖波加圧ポンプ所外無停電電源装置取替工事	
意見・質問	回答
○一者のみ他の応札者より安い金額で入札しており，低入札調査の総額失格基準価格によって失格ということだが，どのように総額失格基準価格を設定しているのか。応札者は前もって総額失格基準価格を予想できなかったのか。 ○金額による競争となるよう，一番安い金額で応札した業者が落札できるような制度にできないのか。 ○工事費内訳書において，各費目によって差があるが，工事費の総額は一者以外全て同額となっていることがわかる。なぜか。 ○了解した。	○総額失格基準価格は，有効な入札金額を基に平均を算出し，標準偏差を引いた額で設定している。他の応札者の入札金額は事前に分からないので，総額失格基準価格は予想できない。 ○入札金額が市場価格ということで，金額に差がでることを想定していたが，当該案件は一者を除いて全ての入札者が同額で入札した。県としては，可能な限り安い金額での契約を目指しているが，一定の利潤を生みだし，品質は確保されることも重要であるため，総額失格基準価格を設定している。 ○予定価格は事前に公表しているため，予定価格を基に入札金額を各業者が決定し，その内訳は業者によって異なるためだと考える。 【広島水道事務所長／建設産業課長】

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案3 二級河川 沼田川水系 大谷川 河川災害復旧工事（平成30年災害第4719号）	
意見・質問	回答
○辞退者が多いのは技術者不足によるものか。	○技術者や下請業者，資材不足が原因であり，一者応札は多い状況である。
○一者応札が有効なのは災害による特例か。	○そうである。
○なぜ契約業者は辞退しなかったと考えるか。	○当該工事は河内町の工事であるが，契約業者は河内町の唯一のBランクの業者であり，地元精通していることや，近隣の工事を受注していることから入札に参加したのではないかと考える。
○Bランクの業者は契約業者のみなのか。	○そうである。地元の業者ということで使命感をもって受注していただいた。
	【西部建設事務所東広島支所長／建設産業課長】

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案 4 一級河川 江の川水系 神野瀬川 河川災害復旧工事（平成30年災第2280号）	
意見・質問	回答
○随意契約理由書に「競争の性質又は目的が競争入札に適しないとき」及び「競争入札に付することが不利と認められるとき」の2つが記載されているが、随意契約理由がまとめられた一覧表では1つのみが記載されている。随意契約理由は1つでないといけないのか。 ○どの条項に該当するのか、結論として1つを随意契約理由書に書く必要があるのでは。 ○河川の左岸を施工中の業者が右岸である当該工事を受注しているが、左岸と右岸で技術者を兼務することは可能なのか。	○基本的には随意契約理由は2つではなく1つとしているが、本資料を作成した担当者が2つに該当すると考えたのだと推測する。 ○限られた枠の中で文章を作成しており、分かりにくい表現であった。以後、気を付けていきたい。 ○災害復旧工事については、技術者の兼務について緩和しているため、近隣工事であれば金額によって兼務できるようにしている。 【北部建設事務所長／建設産業課長】